様式第３号（第４条関係）

地方就職支学生援金の交付申請に関する誓約書

１　つがる市地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、青森県及びつがる市から求められた場合には、それに応じること。

２　就業した日から起算して１年以上、要件を満たす事業所に就労すること。

３　転入した日から起算して５年以上、継続してつがる市に居住すること。

４　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

５　日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

６　以下の場合には、つがる市地方就職学生支援事業実施要綱に基づき、地方就職学生支援金の全額又は半額を返還すること。

（１）地方就職学生支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）地方就職学生支援金の申請日から１年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額

（３）地方就職学生支援金の申請日から１年以内につがる市に転入しなかった場合：全額

（４）地方就職学生支援金の要件を満たす職を就業から１年以内に辞した場合（ただし、退職から３か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額

（５）転入日から３年未満につがる市から転出した場合：全額

（６）転入日から３年以上５年以内につがる市から転出した場合：半額

--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

つがる市地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱いについて

　青森県及びつがる市が、つがる市地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、青森県及びつがる市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用することに同意します。

　また、青森県及びつがる市が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

年　　月　　日

住　所

　　　　氏　名（自書）